**監 査 役 会 規 程 サ ン プ ル**

**株式会社○○○○**

（目的）

第 条　この規程は、監査役会に関する事項について定める。

1. 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、本規程の定めるところによる。

（構成）

第 条　監査役会は、監査役全員をもって構成する。

（監査役会の目的）

第 条　監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議をおこない、または決議をする。ただし、各監査役の権限の行使を妨げることはできない。

（関係者の出席）

第 条　監査役会は、必要に応じて取締役および監査役以外の者を出席させて、その意見または説明を求めることができる。

（開催）

第 条　監査役会は、原則として毎月１回開催する。ただし、必要に応じて、臨時に開催することができる。

（招集者）

第 条 監査役会は、各監査役が招集する。

（議長）

第 条 監査役会の議長は、監査役会の決議により予め定めた監査役がこれにあたる。

（招集手続き）

第 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

1. 監査役全員の同意があるときは、前項の招集手続きを省略することができる。

（決議の方法）

第 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもっておこなう。

（決議事項）

第条　監査役会は、次に掲げる事項を決議する。

1. 常勤監査役の選定および解職に関する事項
2. 監査の方針、監査の方法、監査業務の分担に関する事項
3. 監査役の選任に関する事項
4. 監査報告に関する事項
5. 監査役会規程の改廃に関する事項
6. その他監査役の職務執行に際し監査役会が必要と認めた重要事項

（監査役会に対する報告）

第条　監査役は、自らの職務の執行の状況について監査役会に随時報告するとともに、監査役会の求めがあるときはいつでも報告しなければならない。

1. 取締役、部門長以上の使用人その他の者から報告を受けた監査役は、これを監査役会に報告しなければならない。
2. 監査役会は、必要に応じて、取締役、部門長以上の使用人その他の者に対して報告を求める。

（報告に対する措置）

第条　監査役会は、次に掲げる報告を受けた場合には、必要な調査をおこない、状況に応じて適切な措置を講じる。

1. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の取締役からの報告
2. 取締役の職務執行に関する不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見した旨の監査役からの報告
3. あらかじめ取締役と協議して定めた事項についての取締役または使用人からの報告

（協議事項）

第条　監査役は、次の事項に関し、監査役会において協議することができる。

1. 株主より株主総会前に監査役に対して書面による質問があったときの説明
2. 取締役会に対する報告および意見陳述ならびに取締役会の招集請求
3. 株主総会に提出の議案および書類に関する意見報告
4. 取締役の行為に対する差止請求
5. 監査役の選任・解任または辞任ならびに報酬等に関する株主総会での意見陳述
6. 役員等の責任軽減に関する事項
7. 会社と取締役間の訴訟に関する事項
8. その他訴訟提起に関する事項

（監査報告の作成）

第条　監査役は、取締役から計算書類等を受領して監査報告を作成し、監査役会へ報告する。

1. 監査役会は、各監査役の報告に基づいて、監査役会の決議により、監査報告を作成する。
2. 各監査役は、異なる意見がある場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

（議事録）

第条　監査役会における議事については、議事録を作成し、監査役会の日からこれを10年間本社に備え置く。

1. 議事録には、監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をおこなう。

（事務局）

第条　監査役会に事務局を置き、総務部がこれにあたる。

（規程の変更）

第条　この規程の変更は、監査役会の決議によっておこなう。

# **附 則**

制　定 平成24年1月27日

改　定